

衆議院外務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 5 月 14 日（金）、第 13 回の委員会が開かれました。

- 1 ①原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第 8 号）
②大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第 9 号）
③国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件（条約第 10 号）
 - ・茂木外務大臣、江島経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・各件に対し、穀田恵二君（共産）が討論を行いました。
 - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって承認すべきものと決しました。
（賛成—自民、立民、公明、維新、国民 反対—共産）
 - ・②及び③についてそれぞれ採決を行った結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。
（賛成—自民、立民、公明、共産、維新、国民）
（質疑者）中谷真一君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、青山大人君（立民）、緑川貴士君（立民）、笠井亮君（共産）、浦野靖人君（維新）、山尾志桜里君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

中谷真一君（自民）

- (1) ミャンマーで拘束された邦人ジャーナリストの解放 (5.14) 報道の事実関係
- (2) 第 9 回日英外相戦略対話で日英関係強化のための具体的方策について話し合われた内容
- (3) 次期戦闘機の開発に係る英国との交渉状況
- (4) 台湾問題
 - ア G 7 外務・開発大臣会合 (5.3~5.5) における兩岸関係についての認識の共有
 - イ 台湾との間で政府高官の往来による協議を実施することに対する外務省の見解
- (5) 国際航路標識協会が開発中のデジタル海上通信 V D E S の利活用に関する海上保安庁の方針

佐藤茂樹君（公明）

- (1) 日・英原子力協定改正議定書
 - ア 我が国が締結した原子力協定のうち、近年締結した協定で適用対象に原子力関連「技術」が明記されるようになった理由及び適用対象に原子力関連「技術」が含まれることによる効果
 - イ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において、同発電所 2 号機での燃料デブリの試験的取り出しに使用するロボットアームの英国での開発状況及び更に取り出し作業が遅れる可能性
- (2) 英国が 3 月 16 日に発表した「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」
 - ア 英国が同「統合的見直し」でインド太平洋地域への関与強化を打ち出したことについての茂木外務大臣の認識及び評価
 - イ 英国が同「統合的見直し」で公表した核弾頭保有数の上限引き上げに対する我が国政府の認識及び第 9 回日英外相戦略対話での対応
- (3) 大西洋まぐろ類保存条約改正議定書
 - ア 新たに、条約上の「漁業主体」の地位を設けた理由
 - イ 条約上の「漁業主体」の地位の新設に対する中国の反応
 - ウ 条約上の「漁業主体」の地位の獲得を台湾のみに限定した理由

青山大人君（立民）

- (1) G7外務・開発大臣会合（5.3～5.5）
 - ア 会合を終えての茂木外務大臣の所感
 - イ 欧州諸国のアジアに対する見方の変化の有無
 - ウ 英国のTPP参加の見込み
 - エ 外交・安全保障政策におけるロシアに関する討議内容
- (2) インドにおける新型コロナウイルス感染の深刻化
 - ア 医療提供体制の現状及び在留邦人の帰国に対する我が国政府・外務省による支援
 - イ 在留邦人帰国のためのチャーター便を政府が手配する判断基準
- (3) 日・英原子力協定改正議定書
 - ア 現行協定に基づいて英国に委託した使用済燃料の再処理により回収され、英国で保管されている我が国のプルトニウムの今後の取扱い
- (4) 台湾の国際機関への参加・関与に関する我が国の考え及び取組方針
- (5) 世界保健機関（WHO）事務局長選挙（2022年）に向けた我が国の対応方針

緑川貴士君（立民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策（インドに対する変異株流行国指定）
 - ア インドを変異株流行国に指定するにあたっての政府・外務省の検討プロセス
 - イ 現地における変異株感染拡大の現状や諸外国の対応等を踏まえ、我が国も早期に流行国指定の水際対策措置が取れたにもかかわらず対応が遅れた理由
 - ウ 変異株による感染拡大がみられるブータン、ラオス、タイ、カンボジアについて、変異株流行国への指定に向けた政府の検討状況
- (2) インドが新型コロナウイルスワクチンの輸出を停止したことに伴い、中国シノファーム製ワクチンが途上国で流通し、中国の影響が強まってしまうおそれ及びワクチンの有効性の違いによって各国の入国規制等で差別が生じるおそれについての茂木外務大臣の見解
- (3) 我が国の経済安全保障に関して、特定の大国に依存せず、サプライチェーンの分野ごとに様々な国との連携を構築する必要性についての茂木外務大臣の見解
- (4) 大西洋まぐろ類保存条約改正議定書
 - ア 「大西洋まぐろ類保存国際委員会」の次期年次会合がオンラインで開催された場合でも本格的な議論が行われるよう、我が国として準備をする必要性
 - イ 欧州におけるクロマグロの違法操業事件（2018.6）について、我が国として捜査の詳細な報告を求める必要性
- (5) 日・英原子力協定改正議定書
 - ア 原子力発電所の廃炉作業に取り組む技術者や作業員などの人材の育成事業

笠井亮君（共産）

日・英原子力協定改正議定書

- ア 2010年は3,000億円であった原子力発電プラントの海外受注額が、原発輸出を積極的に推進してきた中で2018年に海外受注額がゼロ円になったことに対する茂木外務大臣の受け止め
- イ 2018年10月に外務省が「欧州原子力共同体からの英国の離脱後も日・英原子力協定は引き続き適用される」と説明していたにもかかわらず、本議定書を締結する理由
- ウ 欧州原子力共同体からの英国の離脱に伴う措置以外の本議定書による改正点
- エ 協定の適用対象に原子力関連「技術」が追加されることで、日英共同での新型原子炉の研究開発

- 及び人材面の協力が更に進む可能性
- オ 日英原子力年次対話の結果概要の日本語仮訳が、2019年の第8回以降公表されていない理由及びこの日本語仮訳の公表と日立製作所による英国への原発輸出プロジェクトの凍結・撤退との関係
 - カ 日英原子力年次対話の結果概要の日本語訳を公表する必要性
 - キ 2020年12月25日に公表された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で支援している小型モジュール炉の分野で、米国、英国、カナダ等のプロジェクトに参画する日本企業
 - ク 協定の適用対象に原子力関連「技術」を追加し原子力ビジネスを一層展開しやすくするような根拠づけを行うことの妥当性

浦野靖人君（維新）

- (1) 日・英原子力協定改正議定書
 - ア 原子力協定に基づいて実施可能な協力内容
 - イ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における、実際の廃炉事業及び研究開発での国際協力
 - ウ 東京電力福島第一原子力発電所2号機での燃料デブリの試験的取り出しが、英国での専用ロボットアームの開発の遅れにより延期となったことについて、燃料デブリ取り出しの早期開始に向けた政府による支援
 - エ 協定の対象に原子力関連「技術」が含まれていない場合と含まれる場合との効果の違い及び対象に原子力関連「技術」を含まない協定の対象に原子力関連「技術」を盛り込む必要性
 - オ 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、廃炉への道筋も不透明な中での原発輸出に対する政府の見解
 - カ 原子力分野における人材育成についての政府の取組状況
- (2) 大西洋まぐろ類保存条約改正議定書
 - ア 条約上の「漁業主体」の地位の新設に対する中国からの異論の有無
 - イ 条約上の「漁業主体」の地位を新設した背景
 - ウ 「大西洋まぐろ類保存国際委員会」の次期年次会合がオンラインで開催された場合でも本格的な議論が行われるよう、対策を検討する必要性
 - エ 遠隔離島の周辺海域において漁場整備を進める必要性
 - オ 沖ノ鳥島周辺の我が国の排他的経済水域において調査活動を行う中国の海洋調査船に対する政府の対応策
- (3) 国際航路標識機関について、加盟国分担金の決定方法、任意の抛出の見込み及び機関における邦人職員数

山尾志桜里君（国民）

- (1) 大西洋まぐろ類保存条約改正議定書
 - ア 台湾が2003年に「大西洋まぐろ類保存国際委員会」において協力的地位を獲得したプロセスにおける我が国の関与及び中国の反応
 - イ 条約上の「漁業主体」に関する規定の新設に当たっての中国の反応
- (2) 台湾のWHO総会等への参加問題
 - ア 台湾の国際機関への参加に関して一貫した態度が求められることを国際社会に向けて訴える必要性
 - イ 参加を決定する権限の所在に関する我が国政府の理解
 - ウ 台湾にオブザーバー参加が認められていた時期（2009年～2016年）における参加に関する判断主体

- (3) ミャンマー国軍側が国民統一政府等をテロリストと認定したことに対する茂木外務大臣の評価
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策（オリパラ関係者の入国）
 - ア オリパラ関係者の入国について、関係省庁の個別協議により入国を拒否した事例の有無
 - イ 4月の入国者数及びそのうち14日間の待機が免除・緩和された人数
 - ウ 入国後に新型コロナウイルス感染が判明した者の有無及び政府による実態把握の必要性